認　定　書

国住指第　2871　号
平成 29 年 1 月 26 日

旭ファイバーグラス株式会社
代表取締役　柳川 匡史 様

国土交通大臣　　石井　啓一

下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 63 条並びに同法施行令第 136 条の 2 の 2 第一号及び第二号（防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
　　DR-1843-1(1)

2. 認定をした構造方法等の名称
　　砂付ガラス繊維混入アスファルト系シート・アスファルト系ルーフィング・野地板［木質系ボード又はセメント板］表張／支持部材［木製又は鋼製］屋根

3. 認定をした構造方法等の内容
　　別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

別添①

(別添)

1. 構造名：
砂付ガラス繊維混入アスファルト系シート・アスファルト系ルーフィング・野地板［木質系ボード又はセメント板］表張／支持部材［木製又は鋼製］屋根

2. 形状及び寸法等

項　　目	仕　　様
表 面 形 状	シート状
厚さ(mm)	$12.0_{\pm 1.5}$(凹部$9.0_{\pm 1.5}$)以上（支持部材を除く）
傾　斜　角	0°～70°

3．材料構成
1)主構成材料

(寸法単位:mm)

項　　目	仕　　様
葺き材	砂付ガラス繊維混入アスファルト系シート ・大きさ：$349_{\pm 7}\times 1038_{\pm 20}$ ・厚さ：$6.0_{\pm 1.0}$(凹部$3.0_{\pm 1.0}$) ・質量：$1.74_{\pm 0.3}$kg/枚～$1.81_{\pm 0.3}$kg/枚 ・質量(施工面積)：$11.19_{\pm 0.6}$kg/m²～$11.66_{\pm 0.6}$kg/m²(有機質量$2.20_{\pm 0.11}$kg/m²)

(寸法単位:mm)

項　　目	仕　　様
接着剤 (葺き材用)	(1)～(5)のうち、いずれか一仕様とする (1)アスファルト系 ・質量：1.08kg/㎡(固形量)以下(有機質量0.78kg/㎡以下) (2)ウレタン系樹脂 ・質量：1.19kg/㎡(固形量)以下(有機質量0.72kg/㎡以下) (3)ウレタン系樹脂 ・質量：0.10kg/㎡(固形量)以下(有機質量0.10kg/㎡以下) (4)シリコーン系樹脂 ・質量：1.19kg/㎡(固形量)以下(有機質量0.66kg/㎡以下) (5)なし(留付け材を用いる場合に限る)

(寸法単位:mm)

項　　目	仕　　様
下葺き材	アスファルト系ルーフィング：(1)～(3)のうち、いずれか一仕様とする (1)アスファルトルーフィングフェルト(JIS A 6005) ①，②のうち、いずれか一仕様とする ①一層 ・質量：$0.85_{\pm 0.2}$kg/m²～$1.94_{\pm 0.2}$kg/m²(有機質量1.46kg/m²以下) ・重ね幅：100～200 ②二層 ・質量：$1.7_{\pm 0.4}$kg/m²～$3.88_{\pm 0.4}$kg/m²(有機質量2.91kg/m²以下) ・幅　：1000 ・重ね幅：500 (2)改質アスファルトルーフィングシート(JIS A 6013) ①，②のうち、いずれか一仕様とする ①一層 ・厚さ：1.5～2.5 ・質量：$1.1_{\pm 0.3}$kg/m²～$3.0_{\pm 0.3}$kg/m²(有機質量2.8kg/m²以下) ・重ね幅：50～100 ②二層 ・厚さ：3.0～5.0 ・質量：$2.2_{\pm 0.6}$kg/m²～$6.0_{\pm 0.6}$kg/m²(有機質量5.6kg/m²以下) ・幅　：1000 ・重ね幅：500 (3)改質アスファルトルーフィングシート(JIS A 6013(厚さを除く)) ①，②のうち、いずれか一仕様とする ①一層 ・厚さ：0.6～1.8 ・質量：$0.84_{\pm 0.1}$kg/m²～$0.96_{\pm 0.1}$kg/m²(有機質量0.76kg/m²以下) ・重ね幅：100～200 ②二層 ・厚さ：1.2～3.6 ・質量：$1.68_{\pm 0.2}$kg/m²～$1.92_{\pm 0.2}$kg/m²(有機質量1.52kg/m²以下) ・幅　：1000 ・重ね幅：500

(寸法単位:mm)

項　　目	仕　　様
野地板	面材：(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)木質系ボード ①～④うち、いずれか一仕様とする ①普通合板(JAS) ・厚さ：$9_{\pm 0.5}$以上 ②構造用合板(JAS) ・厚さ：$9_{\pm 0.5}$以上 ③素地パーティクルボード(JIS A 5908) ・厚さ：$9_{\pm 0.5}$以上 ④ＯＳＢ(JIS A 5908) ・厚さ：$9_{\pm 0.8}$以上 (2)セメント板 ①～③のうち、いずれか一仕様とする ①木毛セメント板(JIS A 5404) ・厚さ：15以上 ②硬質木片セメント板(JIS A 5404) ・厚さ：12以上 ③木片セメント板(JIS A 5404) ・厚さ：25以上
支持部材	(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)木製 ・形状寸法：□－20×35の断面寸法以上 ・間隔：700以下 (2)鋼製 ・形状寸法：①～③のうち、いずれか一仕様とする ①[－60×30×10×1.2の断面寸法以上 ②[－60×30×1.2の断面寸法以上 ③□-102×51×0.8の断面寸法以上 ・間隔：700以下

2) 副構成材料

(寸法単位:㎜)

項　　目	仕　　様
留付け材	[1] 葺き材用：(1)～(6) のうち、いずれか一仕様とする (1) くぎ (JIS A 5508) ・寸法：φ1.7以上×L25以上 ・留付け数：4箇所／1枚 (2) シングルくぎ ・材質：①，②のうち、いずれか一仕様とする ①鉄製 ②ステンレス製 ・寸法：φ2.9以上×L25以上 ・留付け数：4箇所／1枚 (3) タッピングビス ・材質：①，②のうち、いずれか一仕様とする ①鉄製 ②ステンレス製 ・寸法：φ2.1以上×L16以上 ・留付け数：4箇所／1枚 (4) 十字穴付き木ねじ (JIS B 1112) ・寸法：φ2.1以上×L16以上 ・留付け数：4箇所／1枚 (5) シングル用特殊ビス ・材質：①，②のうち、いずれか一仕様とする ①鉄製 ②ステンレス製 ・寸法：φ2.6以上×L25以上 ・留付け数：4箇所／1枚 (6) なし (接着剤 (葺き材用) が (1)～(4) の場合に限る) [2] 下葺き材用：(1)、(2) のうち、いずれか一仕様とする (1) ステープル ・寸法：線径0.6以上　幅10以上×足長6以上 (2) なし

(寸法単位:㎜)

項　　目	仕　　様
留付け材 (つづき)	[3]野地板用：(1)～(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)くぎ(JIS A 5508) (支持部材が(1)の場合に限る) ・寸法：φ1.7以上×L25以上 ・間隔：500以下 (2)十字穴付き木ねじ(JIS B 1112) ・寸法：φ3.8以上×L38以上 ・間隔：500以下 (3)タッピングビス ・材質：①，②のうち、いずれか一仕様とする ①鉄製 ②ステンレス製 ・寸法：φ3.5以上×L25以上 ・間隔：500以下 (4)なし (支持部材が(1)で接着剤(木製支持部材用)[1]が(1)の場合に限る) [4]木製支持部材間用：(1)～(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)くぎ(JIS A 5508)(支持部材が(1)の場合に限る) ・寸法：φ2.75以上×L35以上 ・間隔：500以下 (2)タッピングビス(支持部材が(1)の場合に限る) ・材質：①，②のうち、いずれか一仕様とする ①鉄製 ②ステンレス製 ・寸法：φ2.6以上×L35以上 ・間隔：500以下 (3)十字穴付き木ねじ(JIS B 1112)　(支持部材が(1)の場合に限る) ・寸法：φ3.1以上×L35以上 ・間隔：500以下 (4)なし (支持部材が(2)または支持部材が(1)で接着剤(木製支持部材用)[2]で固定する場合に限る)
接着剤 (木製支持部材用)	[1]野地板固定用：(1)，(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)エポキシ系樹脂 ・質量：400g/㎡(固形量)以下 (2)なし (支持部材が(2)または支持部材が(1)で留付け材[3]で固定する場合に限る) [2]支持部材間固定用：(1)，(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)酢酸ビニル系樹脂 ・質量：350g/㎡(固形量)以下 (2)なし (支持部材が(2)または支持部材が(1)で留付け材[4]で固定する場合に限る) (別添－7参照)

4. 構造説明図（寸法単位：㎜）

＜木製支持部材：支持部材間を接着剤で固定する場合＞

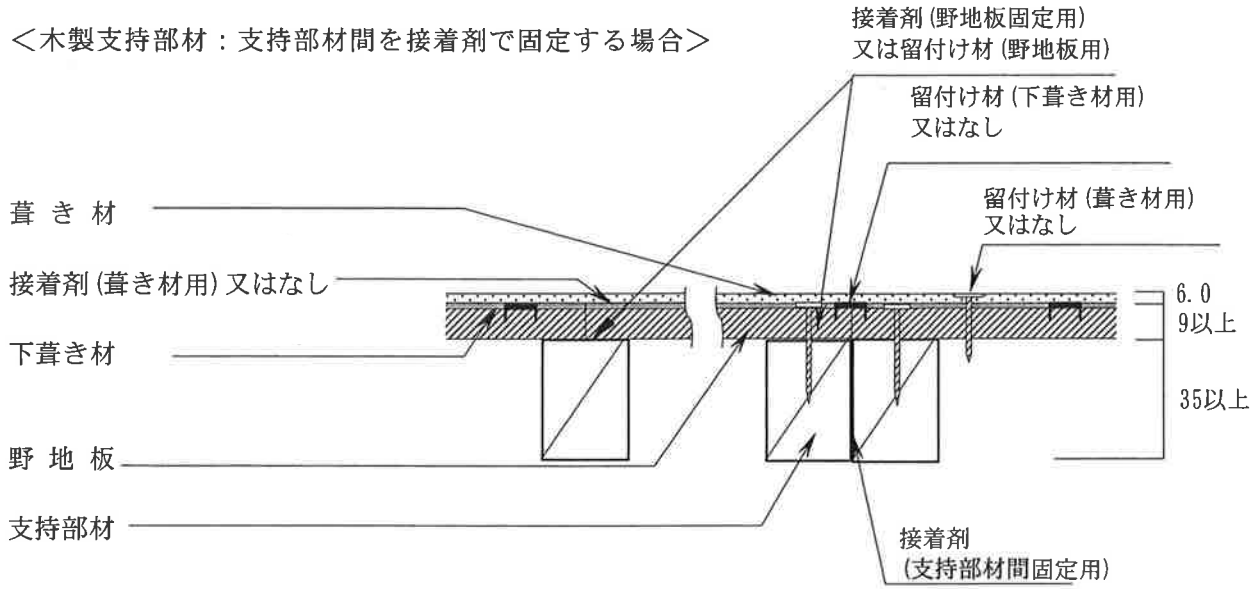

＜木製支持部材：支持部材間を留付け材で固定する場合＞

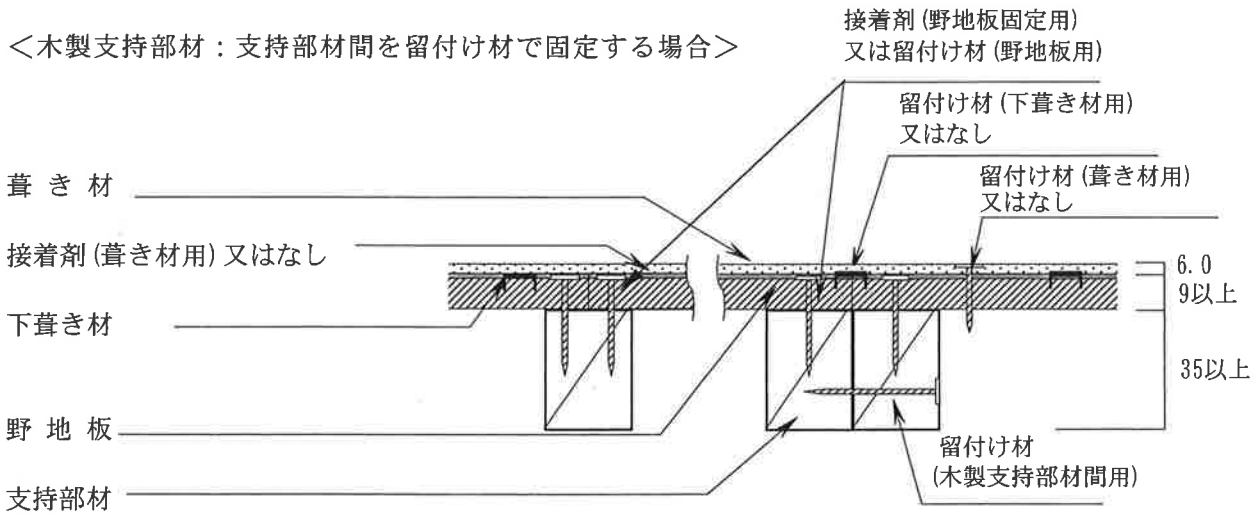

＜鋼製支持部材＞

（寸法単位：㎜）

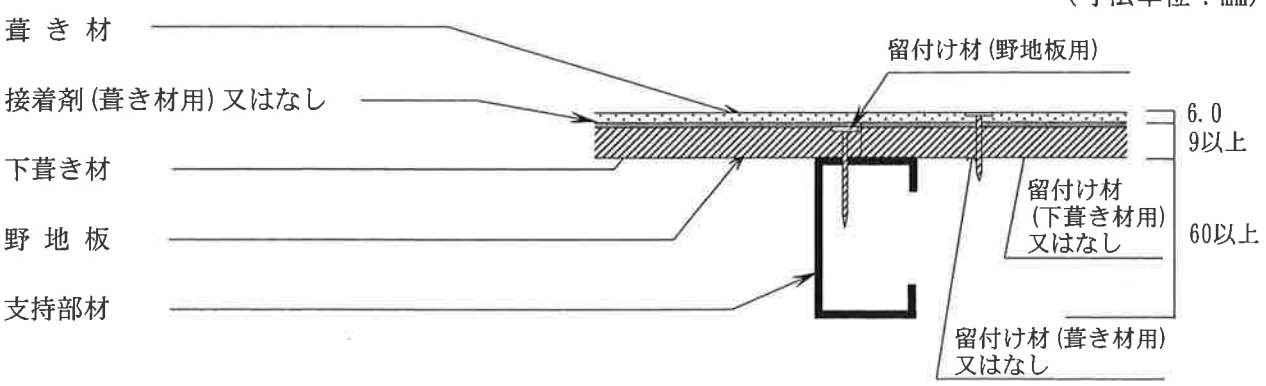

(寸法単位:㎜)

＜葺き材形状図＞

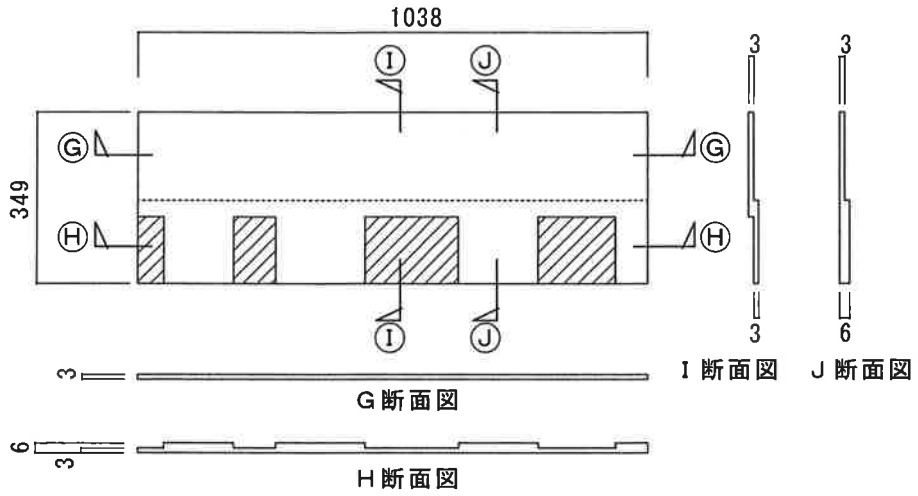

＜重なり寸法図＞

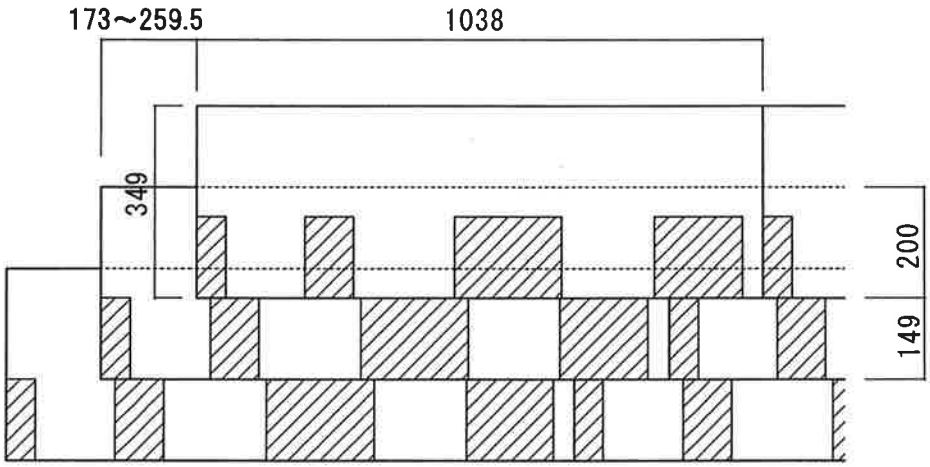

注）寸法および材料構成は 2 および 3 のとおり

5. 施工方法等

＜施工図＞

◆木製支持部材（支持部材間を接着剤で固定する場合）

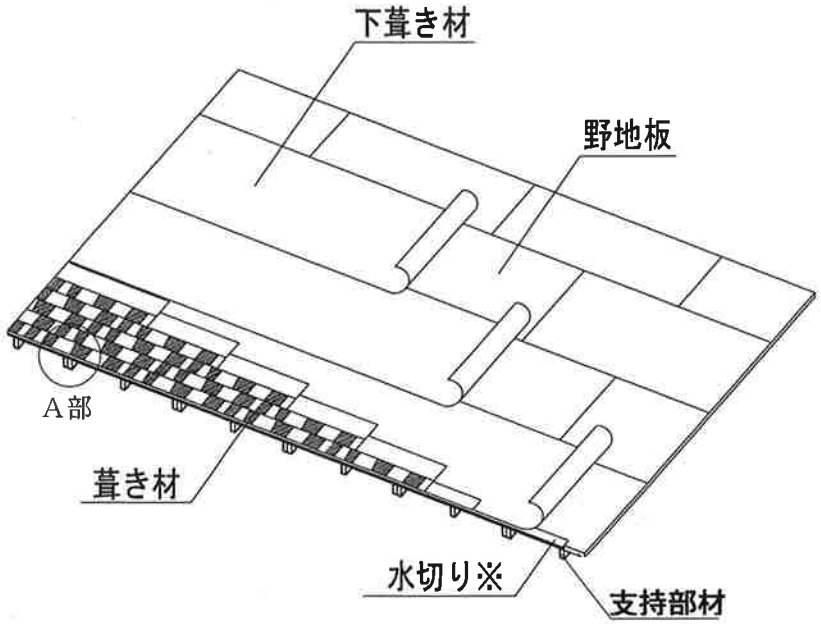

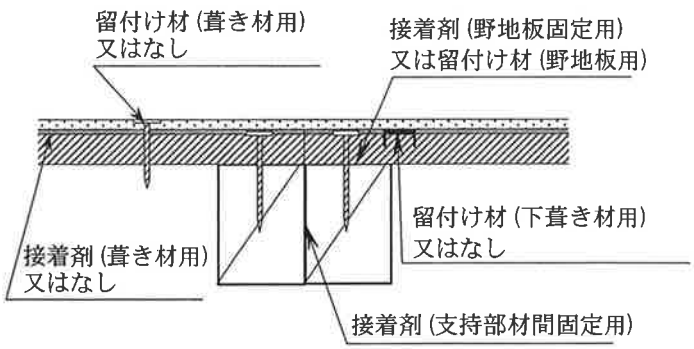

A部詳細図

＜施工手順＞

①支持部材を定められた間隔で施工する。
　支持部材同士の接合部（A部）は、接着剤にて支持部材同士を固定する。

②野地板を敷きつめ、接着剤で支持部材に固定する。または留付け材で支持部材に固定する。

③下葺き材を敷きつめる。

④接着剤を葺き材の中段に塗布する。但し、葺き材を留付け材のみで留付ける場合は塗布しない。

⑤葺き材を留付け材で留付ける。但し、接着剤のみで固定する場合もある。

注）寸法および材料構成は 2 および 3 のとおり
※：本評価内容に含まない

＜施工図＞

◆木製支持部材（支持部材間を留付け材で固定する場合）

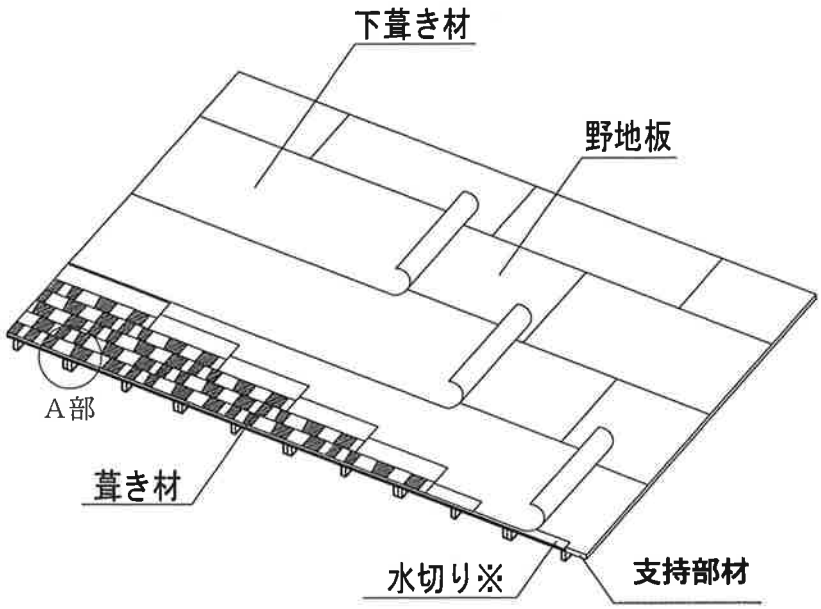

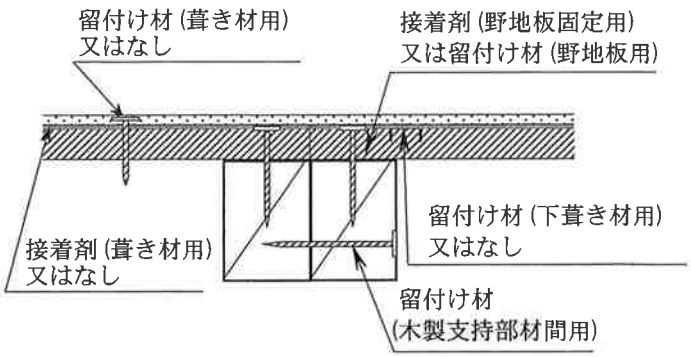

A部詳細図

＜施工手順＞

①支持部材を定められた間隔で施工する。
　支持部材同士の接合部（A部）は、留付け材にて支持部材同士を固定する。

②野地板を敷きつめ、留付け材で支持部材に留付ける。または接着剤で支持部材に固定する。

③下葺き材を敷きつめる。

④接着剤を葺き材の中段に塗布する。但し、葺き材を留付け材のみで留付ける場合は塗布しない。

⑤葺き材を留付け材で留付ける。但し、接着剤のみで固定する場合もある。

注）寸法および材料構成は 2 および 3 のとおり
※：本評価内容に含まない

＜施工図＞

◆鋼製支持部材

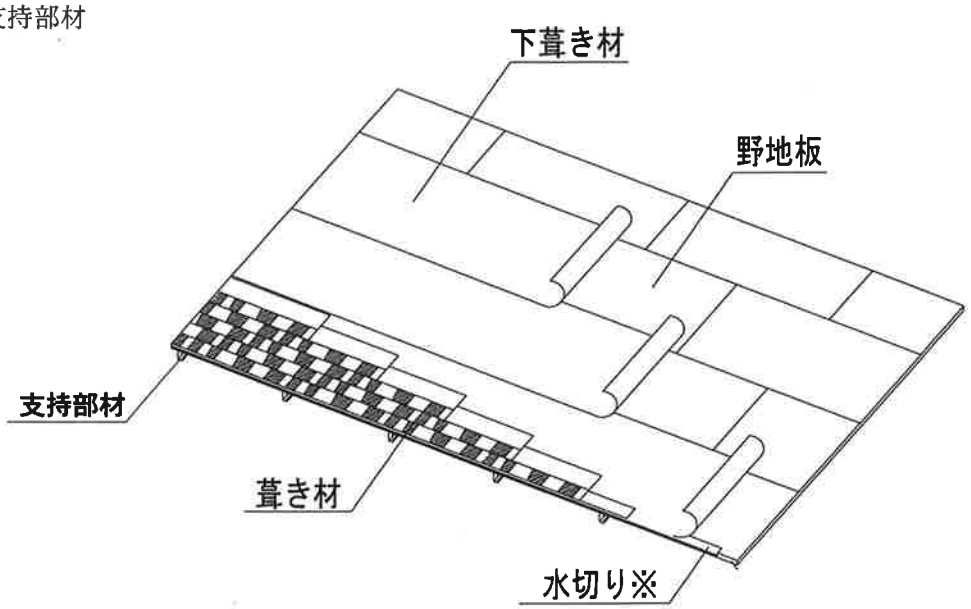

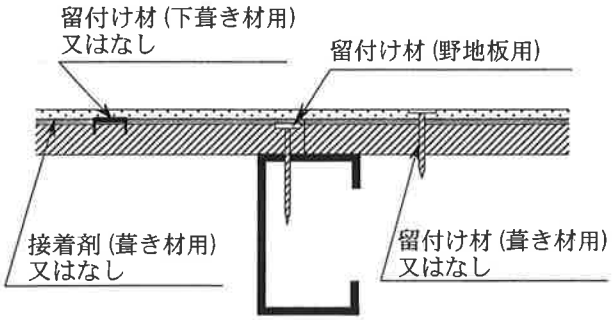

A部詳細図

＜施工手順＞

① 支持部材を定められた間隔で施工する。

② 野地板を敷きつめ、留付け材で支持部材に留付ける。

③ 下葺き材を敷きつめる。

④ 接着剤を葺き材の中段に塗布する。但し、葺き材を留付け材のみで留付ける場合は塗布しない。

⑤ 葺き材を留付け材で留付ける。但し、接着剤のみで固定する場合もある。

注）寸法および材料構成は2および3のとおり
※：本評価内容に含まない